

## 第2章 全体構想

### 1 まちづくりの将来目標

#### (1) 基本理念と将来都市像

『第2次香美市振興計画』（平成29年3月）では、まちづくりの基本理念を「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」、めざすべき将来都市像を「美しく豊かな自然に生まれ、共に支えあう 進化する自然共生文化都市」と掲げています。

このことから、本計画においてもまちづくりの基本理念を「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」、めざすべき将来都市像を「美しく豊かな自然に生まれ、共に支えあう 進化する自然共生文化都市」とします。

#### 基本理念

輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり

#### 将来都市像

美しく豊かな自然に生まれ、共に支えあう  
進化する自然共生文化都市

#### (2) 目標年度と将来人口

##### 1) 目標年度

都市計画マスタープランは、中長期を見据えた都市づくりの計画であることから、本都市計画マスタープランの目標年度は、上位計画における目標年を考慮しつつ、令和21年（2039年）とします。

なお、新たに第3次香美市振興計画が策定された際や、高知広域都市計画区域マスタープランが見直しされた際には、必要に応じて本都市計画マスタープランの見直しを図るものとします。

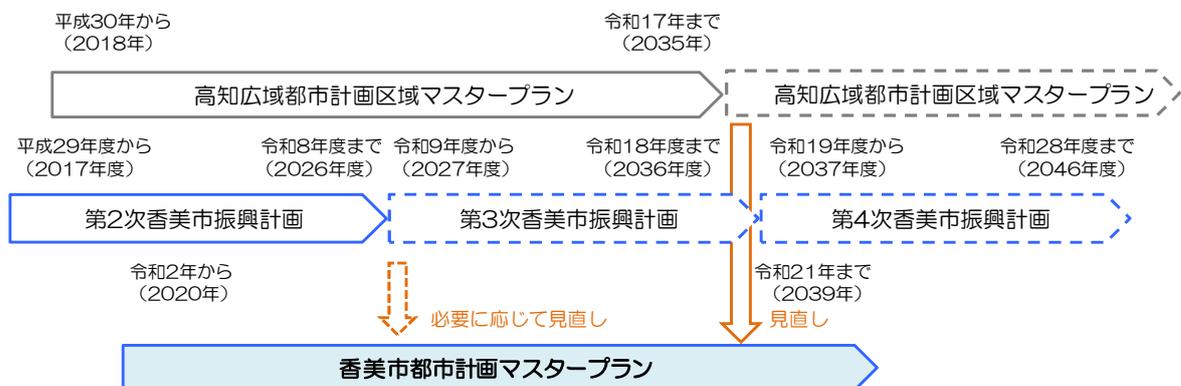


図 2-1-1 目標年度

2) 将来人口

本都市計画マスタープランの目標年度における将来人口を、21,900 人と推計します。

また、中間目標年度である令和 11 年（2029 年）の将来人口を、23,800 人と推計します。

この推計は、『香美市人口ビジョン』（平成 27 年 9 月）において推計された数値を基に、過去の人口動態を勘案した人口を算出し、それに香美市人口ビジョンと国立社会保障・人口問題研究所が推計した本市の将来人口の比率を乗じて算出しています。

表 2-1-1 将来人口の推計

単位：人

| 区分   | 名称           | 平成22年<br>(2010) | 平成27年<br>(2015) | 令和2年<br>(2020) | 令和7年<br>(2025) | 令和12年<br>(2030) | 令和17年<br>(2035) | 令和22年<br>(2040) |
|------|--------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 実績人口 | 香美市人口（国勢調査）  | 28,766          | 27,513          |                |                |                 |                 |                 |
|      | 香美市人口（社人研推計） |                 | 27,513          | 25,969         | 24,310         | 22,733          | 21,203          | 19,732          |
| 推計人口 | 香美市人口（香美市推計） |                 | 27,513          | 25,901         | 24,665         | 23,566          | 22,588          | 21,726          |
|      | 都市計画区域人口     |                 | 20,293          | 19,480         | 18,958         | 18,505          | 18,097          | 17,758          |
|      | 市街化区域人口      |                 | 11,816          | 11,764         | 11,755         | 11,790          | 11,873          | 12,009          |
|      | 市街化調整区域人口    |                 | 8,477           | 7,716          | 7,203          | 6,715           | 6,224           | 5,749           |
|      | 都市計画区域外人口    |                 | 7,220           | 6,421          | 5,707          | 5,061           | 4,491           | 3,968           |

注：平成22年、平成27年の実績人口は、国勢調査による。

社人研推計は、平成30年に国立社会保障・人口問題研究所が推計した人口。

香美市推計は、『香美市人口ビジョン』（平成27年9月）における市独自推計の人口。

都市計画区域及び市街化区域の令和2年以降の数字は、このままの状態で推移した場合の趨勢人口を算出し、香美市人口ビジョン/社人研推計の比率を乗じて算出した。

都市計画域における目標年度の将来人口は約 17,800 人、中間目標年度では約 18,600 人と推計しています。

また、市街化区域<sup>\*</sup>における目標年度の将来人口は約 12,000 人、中間目標年度では約 11,800 人と推計しています。

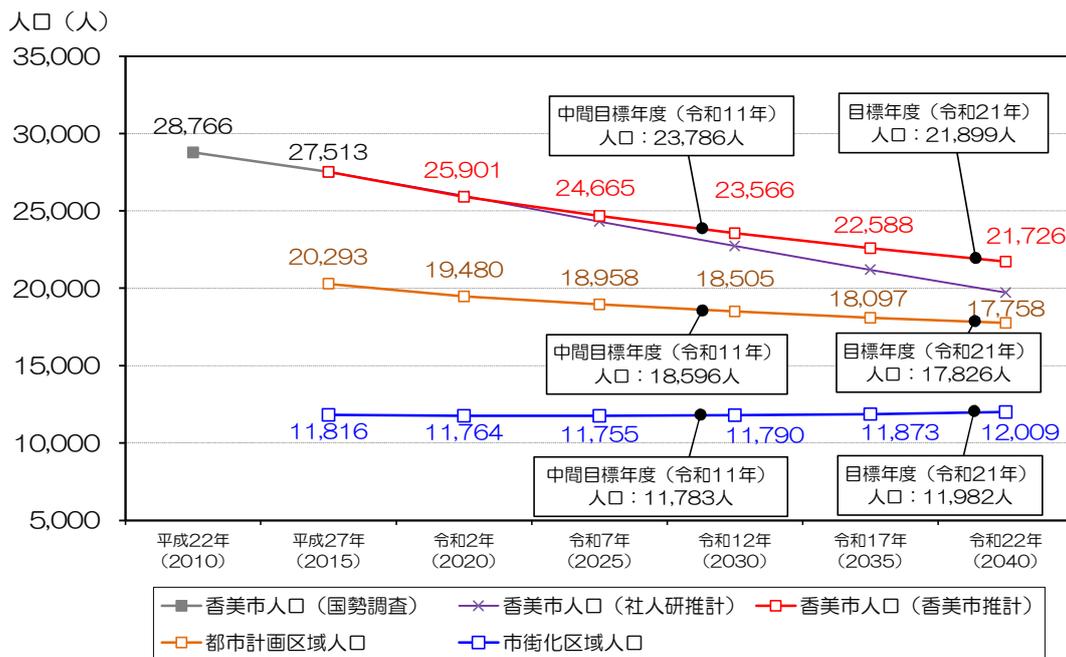


図 2-1-2 将来人口

表 2-1-2 将来人口

単位：人

| 名 称          | 令和11年<br>(2029) | 令和21年<br>(2039) |
|--------------|-----------------|-----------------|
| 香美市人口（香美市推計） | 23,800          | 21,900          |
| 都市計画区域人口     | 18,600          | 17,800          |
| 市街化区域人口      | 11,800          | 12,000          |
| 市街化調整区域人口    | 6,800           | 5,800           |
| 都市計画区域外人口    | 5,200           | 4,100           |

令和 21 年（2039 年）における市街化区域内の人口密度は、40 人/ha 以上を維持できると想定しています。

表 2-1-3 都市計画区域及び市街化区域の人口密度の想定

| 名 称      | 面積      | 令和 11 年（2029 年） | 令和 21 年（2039 年） |
|----------|---------|-----------------|-----------------|
| 都市計画区域人口 | 3,516ha | 5.3 人/ha        | 5.1 人/ha        |
| 市街化区域人口  | 225ha   | 52.4 人/ha       | 53.3 人/ha       |

地域ごとの中間目標年度及び最終目標年度における将来人口推計は、以下のとおりとします。

表 2-1-4 地域別将来人口推計

単位：人

| 地 域      | 平成27年<br>(2015年) | 令和2年<br>(2020年) | 令和7年<br>(2025年) | 中間目標年度<br>令和11年<br>(2029年) | 令和12年<br>(2030年) | 令和17年<br>(2035年) | 目標年度<br>令和21年<br>(2039年) | 令和22年<br>(2040年) |
|----------|------------------|-----------------|-----------------|----------------------------|------------------|------------------|--------------------------|------------------|
| 土佐山田北地域  | 1,740            | 1,568           | 1,408           | 1,290                      | 1,260            | 1,106            | 986                      | 956              |
| 土佐山田中央地域 | 16,309           | 15,934          | 15,634          | 15,450                     | 15,404           | 15,238           | 15,126                   | 15,098           |
| 土佐山田東地域  | 3,022            | 2,653           | 2,503           | 2,384                      | 2,354            | 2,195            | 2,108                    | 2,086            |
| 香北地域     | 4,591            | 4,209           | 3,848           | 3,579                      | 3,512            | 3,204            | 2,959                    | 2,898            |
| 物部地域     | 1,851            | 1,537           | 1,272           | 1,083                      | 1,036            | 845              | 720                      | 688              |
| 合 計      | 27,513           | 25,901          | 24,665          | 23,786                     | 23,566           | 22,588           | 21,899                   | 21,726           |

### (3) まちづくりに向けた主要課題

#### 1) 中心市街地のコンパクト化と地域コミュニティの維持

人口減少が進行していく中においては、行政サービスの非効率化や地域コミュニティ\*の消失へとつながります。このことから現在の市街化区域を対象に、人口や都市機能の集積を図り、快適で利便性の高いコンパクトな中心市街地の形成が必要です。

また、まとまって集落が形成されているエリアは、地域コミュニティの維持を図るために良好な居住環境の確保が必要です。

なお、市街化区域内の一部のエリアでは、将来において、人口の増加が見込まれることから、計画的な市街地形成を進めるとともに、市街化区域周辺においても、計画的な土地の利用方法についての検討が必要です。

#### 2) 都市施設、公共施設整備等の再構築と再編

整備が遅れている道路の改良や舗装化を進めるとともに、整備が進んでいない都市計画道路\*については、市街地の形成状況や将来交通量等を勘案し、道路網の再構築が求められています。

交通結節点\*である土佐山田駅の交通環境の向上や、人口が増加しているJR土讃線北側と様々な施設が立地している南側の連携強化が求められています。

未整備の都市公園\*等もあることから、市街化の状況等をみながら整備を推進するとともに、人口密度の高いエリアにおける公園の配置など、効果的な公園の整備が求められています。

下水道については、下水道への接続の推進による水洗化率の向上及び合併処理浄化槽の設置を促進するなど、多様な手法による効率的な整備が求められています。

また、耐用年数が近づいたり、老朽化している建築系公共施設については、人口減少社会を見据えた再編等の検討が必要です。

### 3) 産業振興、移住・定住に向けた環境づくり

本市の人口は減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所の推計では令和22年(2040年)には2万人を下回ると推定されています。特に生産年齢人口の減少が著しいと想定される中、労働力の低下に伴う地域経済の停滞等が懸念されます。このため、産業振興や企業立地等による働く場の創出や、高知市に近接し、大学が立地するなどの本市の特性を生かした施策を展開し、移住・定住に向けた環境づくりが求められています。

### 4) 高齢者や交通弱者への対応

将来の人口構造推計では、高齢者の割合が高くなると推定されています。公共交通等を利用して容易に移動ができる交通環境の充実や、歩いて行政サービスを楽しめる環境など、高齢者や交通弱者が暮らしやすい都市づくりが必要です。

### 5) 災害への備えと空き家対策

日本各地で頻繁に発生している土砂災害、風水害、震災等は、本市にも起こりうる災害です。市域には、複数の土砂災害警戒区域\*や浸水想定区域が存在し、南海トラフ巨大地震における被害想定では、建物被害、人的被害等が想定されています。また、市街化区域では、遊水地であった農地が減少し、新たな雨水対策が必要となっています。

また、増加している空き家の内、老朽家屋は、倒壊による危険性や、災害時における避難、救助活動への影響が懸念されるとともに、不審者の出入りする懸念等で治安が悪化する要因ともなり得ることから積極的な対応が必要です。

### 6) 自然環境や歴史・文化的資源の保全と活用

本市は、国定公園、県立自然公園をはじめ、美しく豊かな自然環境に恵まれ、史跡や歴史的建造物等の歴史・文化的資源にも恵まれています。それらの周辺における無秩序な開発\*を防止し資源の保全を図るとともに、それらを活用した施策の展開も求められています。

#### (4) まちづくりの目標

まちづくりの目標は、主要課題を踏まえ、基本理念と将来都市像に基づいて以下のように設定します。

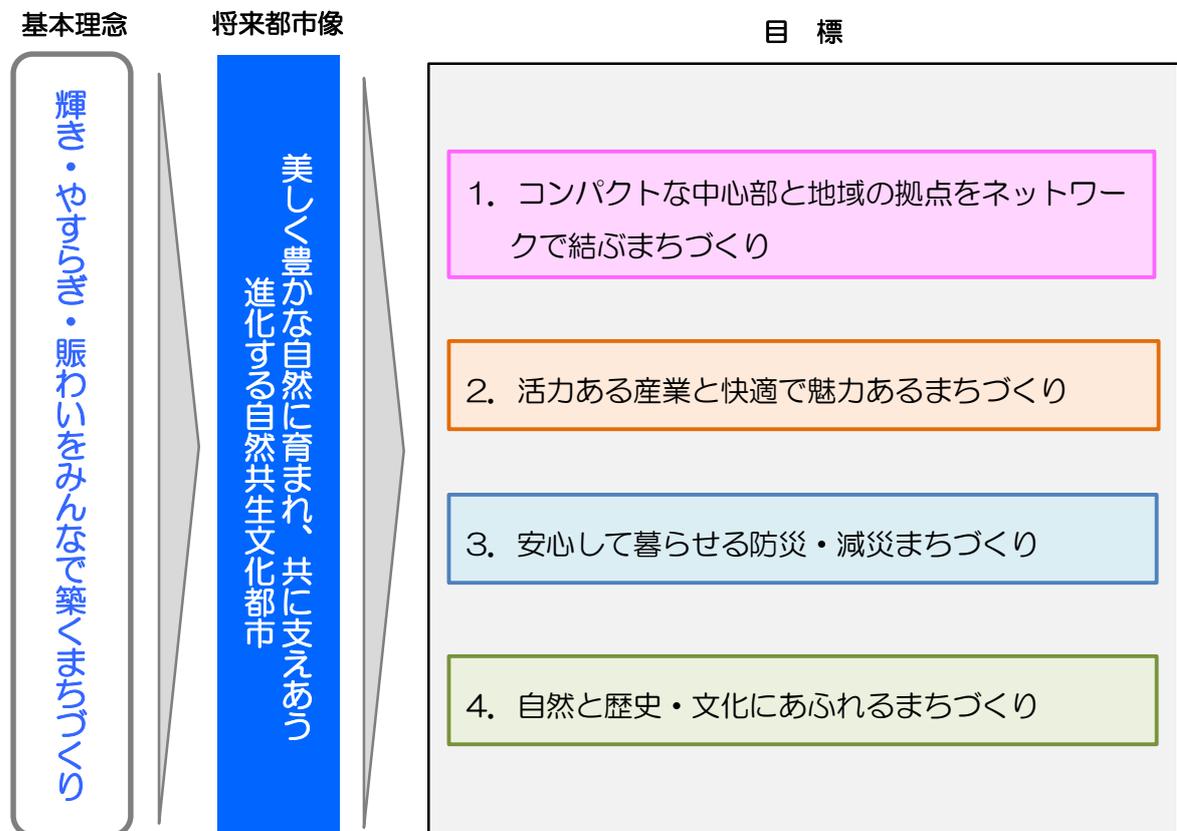


図 2-1-3 まちづくりの基本理念、将来都市像、目標

##### 1) コンパクトな中心部と地域の拠点をネットワークで結ぶまちづくり

合併により誕生した本市には、旧町村の中心であった地域拠点や集落が数多くあるとともに、美しく豊かな自然や歴史・文化的資源も多く存在しています。

これらのことから、中心市街地や地域拠点等が有する特性を生かしたまちづくりを進めながら、公共交通を始めとする様々なネットワーク\*で結び、コンパクトな中心市街地と、多数の魅力をもったまちづくりを推進します。

##### 2) 活力ある産業と快適で魅力あるまちづくり

市街化区域内には、市役所、消防庁舎、小学校、美術館等の公共施設の他にも商業施設、土佐山田駅が立地しており、それらを囲むように住宅地が広がり高密度な市街地が形成されています。

これらを中心として様々なサービスが歩いて享受できるような快適で利便性の高いまちをめざすとともに、若者から高齢者までが安全で快適に生活できる住環境の向上に努め、移住・定住の促進を図ります。

一方で、市街化調整区域\*は、既存の集落等の生活環境の保全やコミュニティの維持に努めるとともに、産業振興、雇用の創出等に向けて交通利便性の高い主要幹線道路沿道の土地活用について検討を進めます。

また、やなせたかし記念館アンパンマンミュージアム、龍河洞、秦山公園等には多くの人々が訪れており、他の観光資源とのネットワーク化を図るとともに、地域住民や高知工科大学と連携しながら、体験や交流といった新たな魅力の創出を図ります。

### 3) 安心して暮らせる防災・減災まちづくり

平成 23 年（2011 年）に発生した東日本大震災は、地震と津波によって私達の想像をはるかに超える多大な被害をもたらし、平成 28 年（2016 年）の熊本地震や平成 30 年（2018 年）に発生した西日本を中心とした豪雨災害では、地震、洪水、土砂災害の怖さを改めて知ることとなりました。

このように各地で頻繁に発生する土砂災害、風水害、震災等は、本市においても想定しておく必要がある課題であり、防災、減災に向けた河川整備や土砂災害対策等に取り組めます。

### 4) 自然と歴史・文化にあふれるまちづくり

本市の 87.6%を占める山林は、二酸化炭素の吸収源となっているほか、水源涵養や土砂流出防止などの防災面の役割を担っているとともに、動植物の生息・生育空間となっています。

これら豊かな自然環境である山林、河川等は、四季折々の景観や憩い・安らぎを私達に与えてくれる財産であることから、保全を図ります。

また、市域に存在する貴重な歴史・文化的な資源についても保全を図るとともに、交流人口の増加に向けて、これらの魅力を広く発信していきます。

## 2 土地利用に関する方針

### (1) 基本的な方針

土地利用の基本的な方針としては、先に示した「まちづくりの基本理念と都市構造」及び「まちづくりの目標」を実現するために、将来的な土地利用の方向性や都市機能の強化を図ります。

そのため、「ゾーン」「エリア」「拠点」を設定し、区域区分※（線引き）の理念を尊重しながら人口減少や少子高齢化の進行に対応する「コンパクトな中心部の形成」を推進するため、市街化区域への居住誘導を図ります。

また、その他の地域は、支所や小学校周辺において、新たな地域社会の担い手を確保し、地域の活力の改善と地域コミュニティの維持を図ります。

### (2) ゾーン、エリア、拠点の設定

将来都市構造は、『高知広域都市計画区域マスタープラン』（平成30年3月）で掲げる「多極ネットワーク型都市構造」の構築をめざし、市域に「ゾーン」「エリア」「拠点」を設定し、土地利用の方針や都市機能を明確化します。

ゾーン、エリア、拠点の設定の考え方は、表2-2-1のとおりです。

表2-2-1 ゾーン、エリア、拠点の設定の考え方

| 区 分 | 設定の考え方                              |
|-----|-------------------------------------|
| ゾーン | 行政区域を土地利用の特性に沿って分けた地域               |
| エリア | インフラの整備や維持及び住環境等の維持のために効率的に誘導していく区域 |
| 拠 点 | 交流や環境づくり、連携を重点的に進めていく場所             |

#### 1) ゾーンの設定

ゾーンは、「自然環境保全ゾーン」「田園環境ゾーン」「市街地ゾーン」の3つを設定します。それぞれの内容は、表2-2-2のとおりです。

表2-2-2 ゾーンの設定と内容

| ゾーン名      | 設定の考え方   |
|-----------|--|
| 自然環境保全ゾーン | 本市の87.6%を占める山林は、本市を貫流する物部川をはじめとする多数の河川の源流域となっており、その一部は自然公園に指定されるなど、豊かな自然環境、景観を有しています。このような区域を自然環境保全ゾーンと位置づけます。 |
| 田園環境ゾーン   | 本市の基幹産業である農業の重要な生産基盤となっている農地や中山間に広がる農地等を田園環境ゾーンと位置づけます。  |
| 市街地ゾーン    | 土地の整形化を図るとともに道路や公園等の公共施設が一体的に整備された土佐山田土地区画整理事業区域を含んだ市街化区域を市街地ゾーンと位置づけます。                                       |

## 2) エリアの設定

エリアは、「都市拠点エリア」「地域拠点エリア」「地域コミュニティエリア」「自然ふれあいエリア」「産学連携・研究学園交流エリア」「産業地区計画検討エリア」「伝統産業振興エリア」「既存集落エリア」「集落エリア」「清流保全エリア」を設定します。それぞれの内容は、表 2-2-3 のとおりです。

表 2-2-3 エリアの設定と内容

| エリア名           | 設定の考え方  |
|----------------|---|
| 都市拠点エリア        | 行政系施設や教育・文化施設、住宅、商業施設の立地に伴い市街地が形成されている市役所周辺及び交通結節点である土佐山田駅周辺を都市拠点エリアと位置づけます。  |
| 地域拠点エリア        | 合併前の旧町村の中心地として学校教育施設、医療施設、商業施設、住宅等が集積している支所周辺を地域拠点エリアと位置づけます。   |
| 地域コミュニティエリア    | 市街化調整区域の小学校では生徒数が年々減少しており、学校の存続が出来なくなる恐れがあります。このことから小学校やコミュニティセンターを中心とした一定の範囲を地域コミュニティエリアと位置づけます。                         |
| 自然ふれあいエリア      | 豊かな自然の中でリラックスした時間を過ごすとともに、自然とのふれあいや観賞、体験等が行える空間を自然ふれあいエリアと位置づけます。   |
| 産学連携・研究学園交流エリア | 大学が立地する地域特性を生かしたまちづくりを進めるために、高知工科大学を中心とした一定の範囲を産学連携・研究学園交流エリアと位置づけます。   |
| 産業地区計画検討エリア    | 産業振興、雇用の創出を推進するために、市街化調整区域内の交通利便性が高い主要な幹線道路等の沿道を産業地区計画検討エリアと位置づけます。   |
| 伝統産業振興エリア      | 本市の発展とともに成長してきた伝統産業を後世に伝えていけるよう、伝統工芸品を製造する工場等が立地する区域を伝統産業振興エリアと位置づけます。  |
| 既存集落エリア        | 市街化区域の周辺部において建築物が連たんし、従来から集落を形成している区域（高知県都市計画法施行条例第 2 条 2 項に基づく区域）は、市街化調整区域に位置するものの市街化区域と一体的な生活圏を有していることから既存集落エリアと位置づけます。 |
| 集落エリア          | 人口減少が進む中において、地域の人口を維持するために、比較的まとまって集落が形成されコミュニティ活動が行われている地域を集落エリアと位置づけます。   |
| 清流保全エリア        | 環境保全や生態系の維持を図る必要がある良好な自然環境と多様な生態系を形成している河川を清流保全エリアと位置づけます。  |

## 3) 拠点の設定

拠点は、「研究学園交流拠点」「産業研究拠点」「伝統産業振興拠点」「観光拠点」「歴史文化拠点」「みどりの拠点」を設定します。それぞれの内容は、表 2-2-4 のとおりです。

表 2-2-4 拠点の設定と内容

| 拠点名      | 設定の考え方  |
|----------|---|
| 研究学園交流拠点 | 地域の生涯学習や教育、研究開発の場の中心であり、学生による地域での活動や住民との交流がある高知工科大学を研究学園交流拠点と位置づけます。  |
| 産業研究拠点   | 本市の持続的発展に必要な産業振興を推進するために、研究、技術開発等を行う施設を産業研究拠点と位置づけます。   |
| 伝統産業振興拠点 | 土佐打刃物は、本市の重要な伝統産業の一つですが、従業者の高齢化が進行しており、若い職人の育成が急務となっています。土佐打刃物を未来へと伝承する中心的な役割を担う土佐刃物流通センターを伝統産業振興拠点と位置づけます。 |
| 観光拠点     | 交流人口の拡大による賑わいづくりや地域活性化を推進するために、多くの人が訪れている交流施設や観光名所等を観光拠点と位置づけます。  |
| 歴史文化拠点   | 本市の歴史や文化を知り、理解を深めるために、重要な史跡、建造物等を歴史文化拠点と位置づけます。   |
| みどりの拠点   | 人々の絆や交流を深め、散歩や体を動かすことができる公園、キャンプ場等をみどりの拠点と位置づけます。   |

## (3) 市街化区域の方針

市街化区域は、生活サービスや公共サービスの持続に向けて一定の人口密度が必要です。このことから、用途に即した住宅、商業、工業等の土地利用の誘導を図ります。

市街化区域内の空き地や低未利用地については、移住・定住や賑わいづくりなどに向けて土地の利活用を促すとともに、空き家については情報を収集し、空き家バンク\*等を通じて移住希望者に発信できる仕組みを構築します。なお、破損、腐朽した空き家は、地震等による倒壊の恐れがあるうえに、景観や防犯上の影響も懸念されることから、除却を推進します。

地震火災対策を重点的に推進する地区は、耐震性防火水槽の整備や住宅の耐震化を促進します。

#### (4) 市街化調整区域の方針

市街化調整区域は、都市計画区域内人口の約42%が居住しており、まとまった集落が形成され、小学校を中心としたコミュニティづくりも行われています。このことから、市街化調整区域の方針は、無秩序な宅地化を抑制することを第一義としつつも、人口減少の抑制に対処し、コミュニティの維持を図ります。

小学校、佐岡コミュニティセンターを中心とした「地域コミュニティエリア」及び「既存集落エリア」では、空き家バンクへの登録を前提とした空き家の活用や、多様なニーズに対応した規制緩和を検討します。

また、高知工科大学を中心とした「産学連携・研究学園交流エリア」においては、大学関係者、学生、地域住民にとって良好で利便性の高い居住環境となるよう、住宅、宿泊施設、商業施設等の立地誘導に向けた方策を検討します。

なお、「産業地区計画検討エリア」では、産業振興、雇用の創出等に向けて、交通利便性の高い幹線道路沿道である特性を生かし、地区計画制度を活用した新たな商業施設、工場等の立地を推進します。

#### (5) 都市計画区域外の方針

まとめて集落が形成されている「地域拠点エリア」「集落エリア」においては、コミュニティの維持に欠かせない、生活環境の保全を図ります。

水辺空間、山林等の自然環境が残る「自然環境保全ゾーン」「自然ふれあいエリア」「清流保全エリア」においては、森林法、自然公園法等を遵守し、一体的な保全を図ります。

優良な農地である「田園環境ゾーン」は、圃場整備、農道整備等の農業基盤整備を図るとともに、遊休地の拡大を防ぐことで、農業環境の保全を図ります。

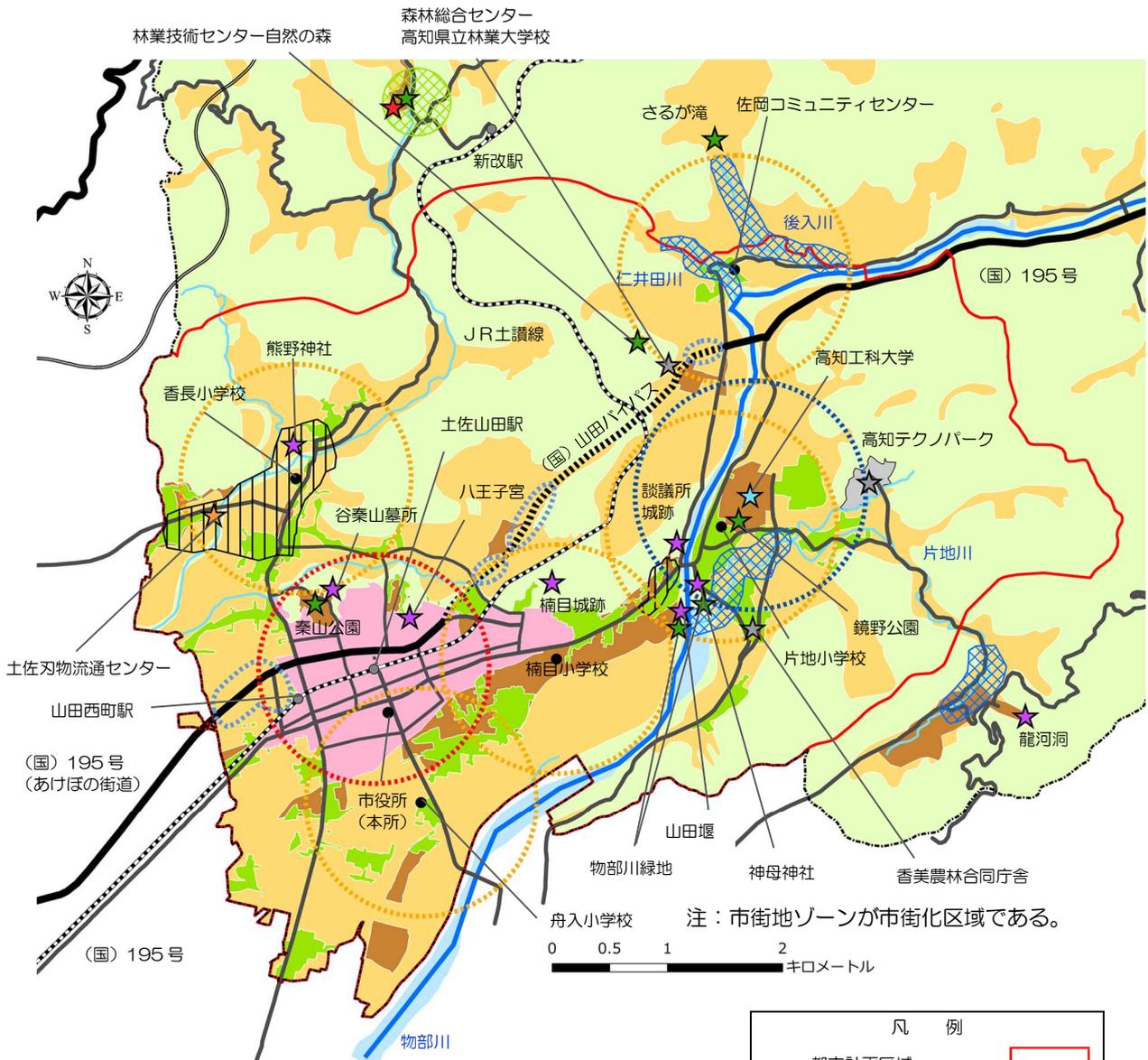


図 2-2-1 将来都市構造図（都市計画区域）

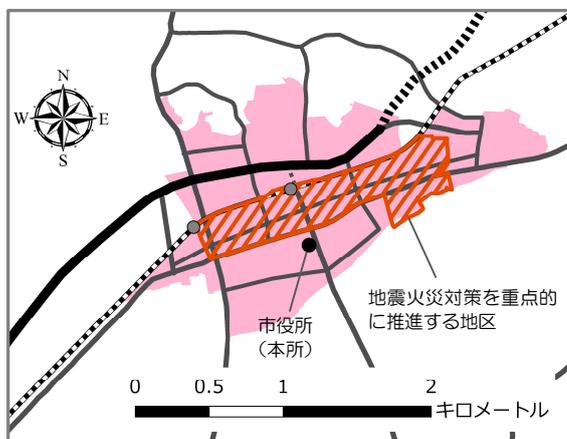


図 2-2-2 地震火災対策を重点的に推進する地区

| 凡 例    |                |
|--------|----------------|
| 都市計画区域 |                |
| ゾ ン    | 自然環境保全ゾーン      |
|        | 田園環境ゾーン        |
|        | 市街地ゾーン         |
| エ リ ア  | 都市拠点エリア        |
|        | 地域コミュニティエリア    |
|        | 産学連携・研究学園交流エリア |
|        | 産業地区計画検討エリア    |
|        | 伝統産業振興エリア      |
|        | 既存集落エリア        |
|        | 集落エリア          |
|        | 清流保全エリア        |
| 拠 点    | 研究学園交流拠点       |
|        | 産業研究拠点         |
|        | 伝統産業振興拠点       |
|        | 歴史文化拠点         |
|        | みどりの拠点         |

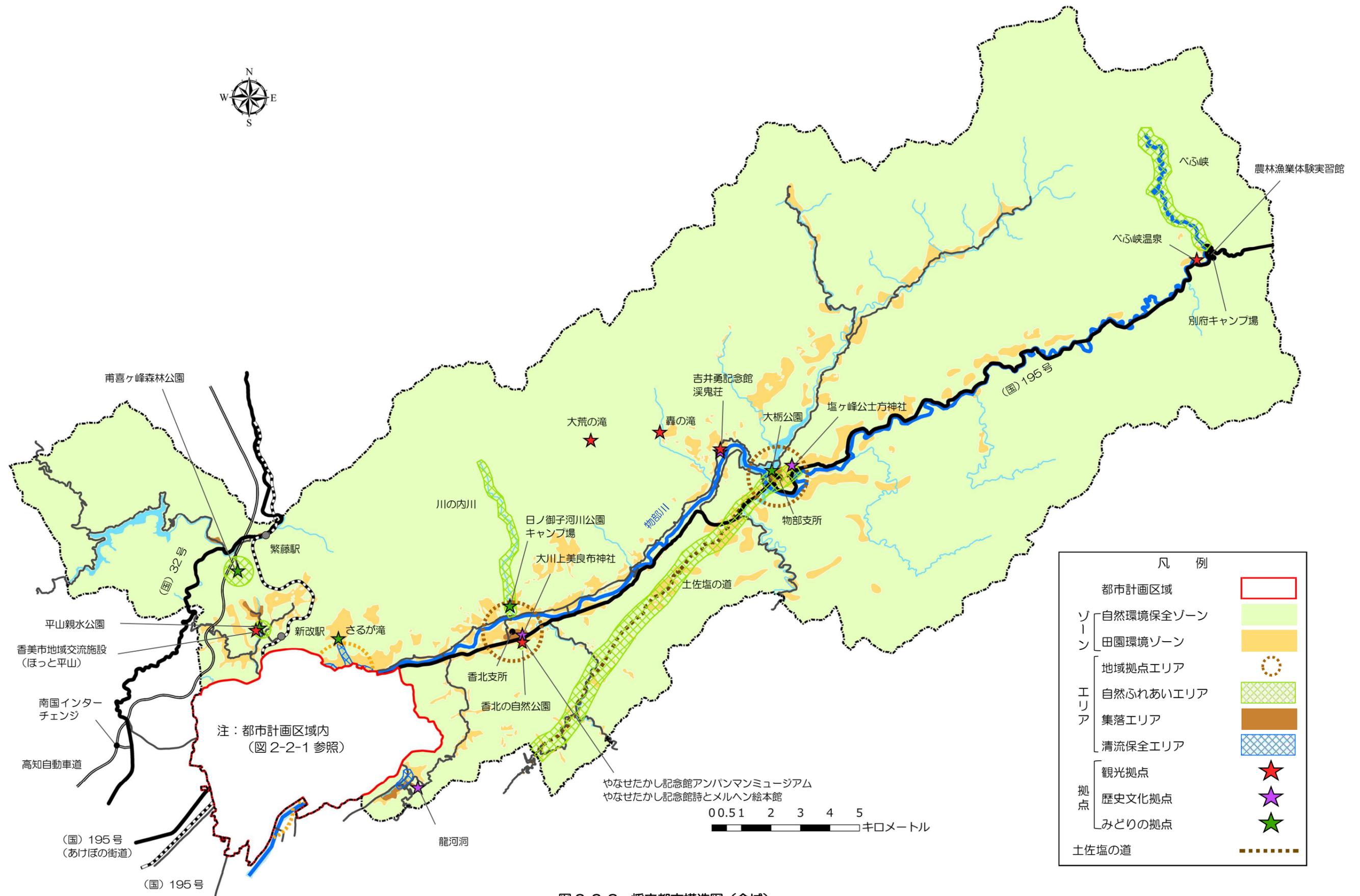


図 2-2-3 将来都市構造図 (全域)

### 3 道路・公共交通の整備方針

#### (1) 基本的な方針

道路・公共交通の基本的な方針としては、拠点エリア間の連絡性や交流性を高めるための道路網の構築や、公共交通によるネットワーク化を促進するとともに移動環境の向上に努めます。

また、日常生活を支える歩行空間や生活道路についても、安全・快適に通行できる空間づくりに努めます。

#### (2) 道路の整備

##### 1) 幹線道路網の整備

道路の役割に応じた区分は、本市の主要な骨格を担うとともに、本市と県内外の市町村を結ぶ道路を「広域幹線道路」、本市と近隣の市町村を結ぶ道路を「幹線道路」、「幹線道路」を補完する道路を「補助幹線道路」とします。

広域幹線道路は、中心市街地内の渋滞解消を図るために、国道195号（あけぼの街道）の延伸部分となる山田バイパスの早期整備を県に働きかけます。

補助幹線道路は、主に中心市街地内の円滑な交通流の確保に向けて南北交通の強化を図ります。

なお、長期において整備されていない都市計画道路は、道路の役割や必要性について再検討を行います。

表 2-3-1 道路交通体系表

| 役割     | 種別 | 路線名  |
|--------|----|--|
| 広域幹線道路 | 国道 | 国道195号（あけぼの街道）【（都）高知山田線】、国道195号（杉田一物部間）、国道32号、山田バイパス   |
| 幹線道路   | 国道 | 国道195号（南国一片地間）【（都）山田中央線】   |
|        | 県道 | 前浜植野線【（都）高知山田線、（都）植岩次線】、龍河洞公園線、香北赤岡線、安芸物部線、土佐山田停車場線【（都）山田駅前線】、土佐山田野市線【（都）山田駅前線】              |
| 補助幹線道路 | 県道 | 大豊物部線、久保大宮線、日ノ御子土佐山田線、蕨野大比線、奈良香北線、永野久保川線、神母木野市線、新改停車場線、繁藤西町線、上穴内本山線、蟹越繁藤線、間宮ノ口線、宮ノ口深淵線、香北野市線 |
|        | 市道 | 植線、あけぼの通り、商店街通り、秦山公園線【（都）秦山公園線】、南新町線【（都）南新町線】、新町西町線【（都）新町西町線】、宮前秋月丸線【（都）宮前秋月丸線】              |

注：（都）は都市計画道路を示す。

##### 2) 生活道路網の整備

中山間地域における生活道路は、狭幅員部や連続した曲線区間の改良を進めるとともに、救急・緊急車両の通行が困難な区間の改良にも取り組みます。

##### 3) 歩行者空間の整備

市街地ゾーンや拠点エリア内の主要な道路では、歩行空間の確保に努め、それらのネットワーク化を図ります。

##### 4) 案内機能の充実

本市の景勝地や歴史文化資源等へのアクセス道路には、案内標識を整備します。

また、外国語表記の案内標識、説明板等の設置や観光パンフレットの作成等も行います。

### (3) 公共交通の整備

#### 1) 公共交通利用環境の向上

バス路線網は、幹線系統とフィーダー系統<sup>\*</sup>との接続や、地域拠点エリアと都市拠点エリア間の結節性の強化を図るとともに、交通空白地域の解消に向けた運行ルートを検討も進め、利便性の向上を図ります。

また、バスターミナルや停留所は、安全性に配慮した乗り継ぎや待ち合わせ場所となるよう利用環境の向上に努めます。

#### 2) 土佐山田駅周辺の整備

土佐山田駅周辺は、自家用車、自転車、徒歩等の様々な移動手段に対応し、さらには、バス、タクシー等への乗り換えをスムーズにするために、交通結節点として駅前広場の整備や駅南北間を結ぶ連絡通路の整備について検討します。

#### 3) モビリティマネジメントの推進

環境負荷の低減につながる公共交通の利用を促進するために、行政自らが通勤時に公共交通や自転車等を利用する「ノーカーデー」の実施に取り組むとともに、市民や民間事業者に対しても同様の取組みを促します。

また、次代の利用者となる小学生に対する啓発活動や、転入者、新大学生には利用に向けた情報提供を行い、モビリティマネジメント<sup>\*</sup>の推進を図ります。

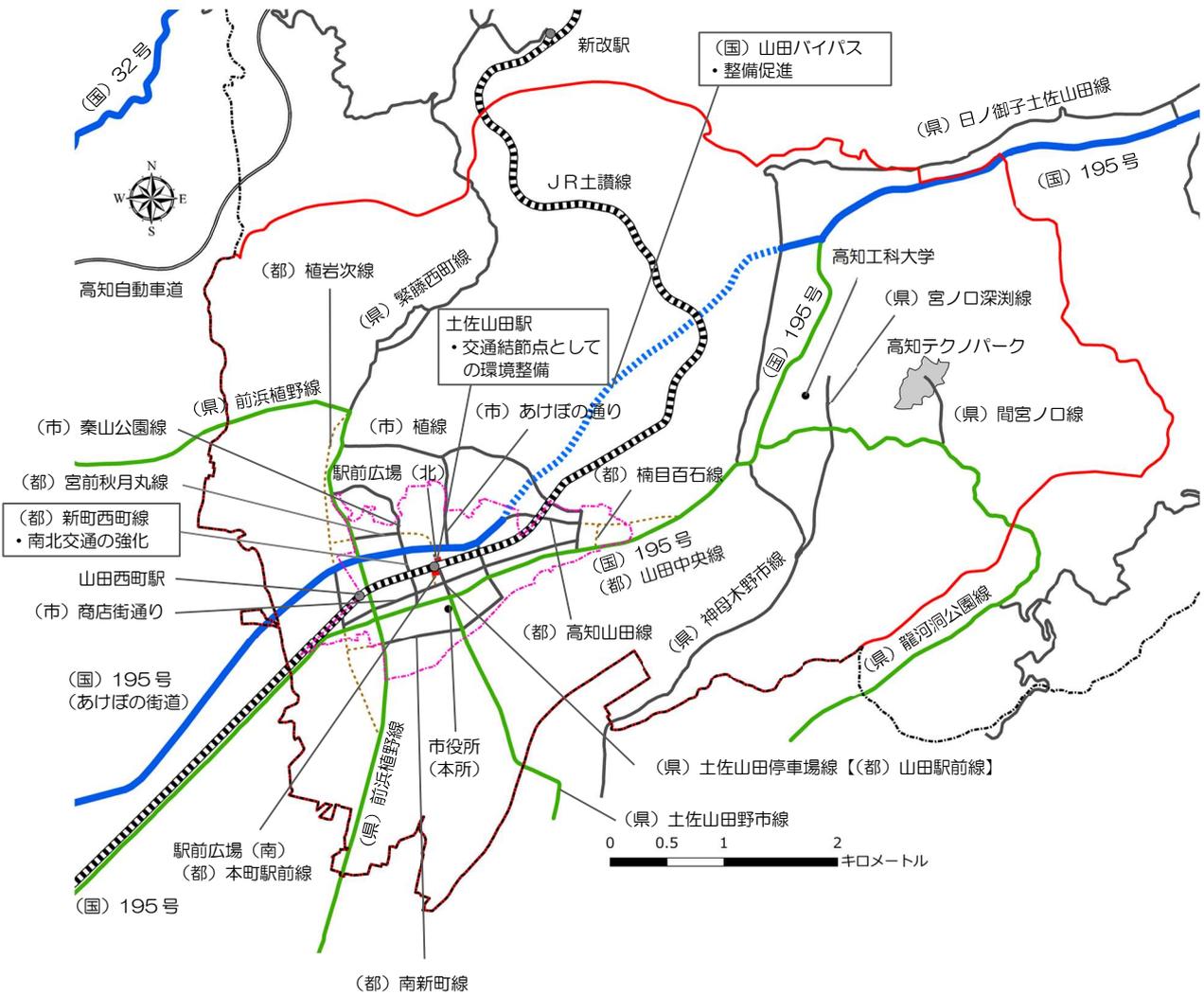
### (4) 防犯設備と交通安全施設の整備

#### 1) 防犯設備

集落地や多くの人が集まる施設周辺の主要な道路には、防犯灯、街路灯の設置に努めます。

#### 2) 交通安全施設

児童・生徒の交通安全対策としては、通学路におけるカーブミラーやガードパイプ等の交通安全施設の設置を推進します。



| 凡 例           |  |
|---------------|--|
| 都市計画区域        |  |
| 中心市街地         |  |
| 広域幹線道路        |  |
| 幹線道路          |  |
| 補助幹線道路        |  |
| 補助幹線道路(未整備区間) |  |
| 都市計画道路(未整備区間) |  |

図2-3-1 道路・公共交通整備方針図(都市計画区域)

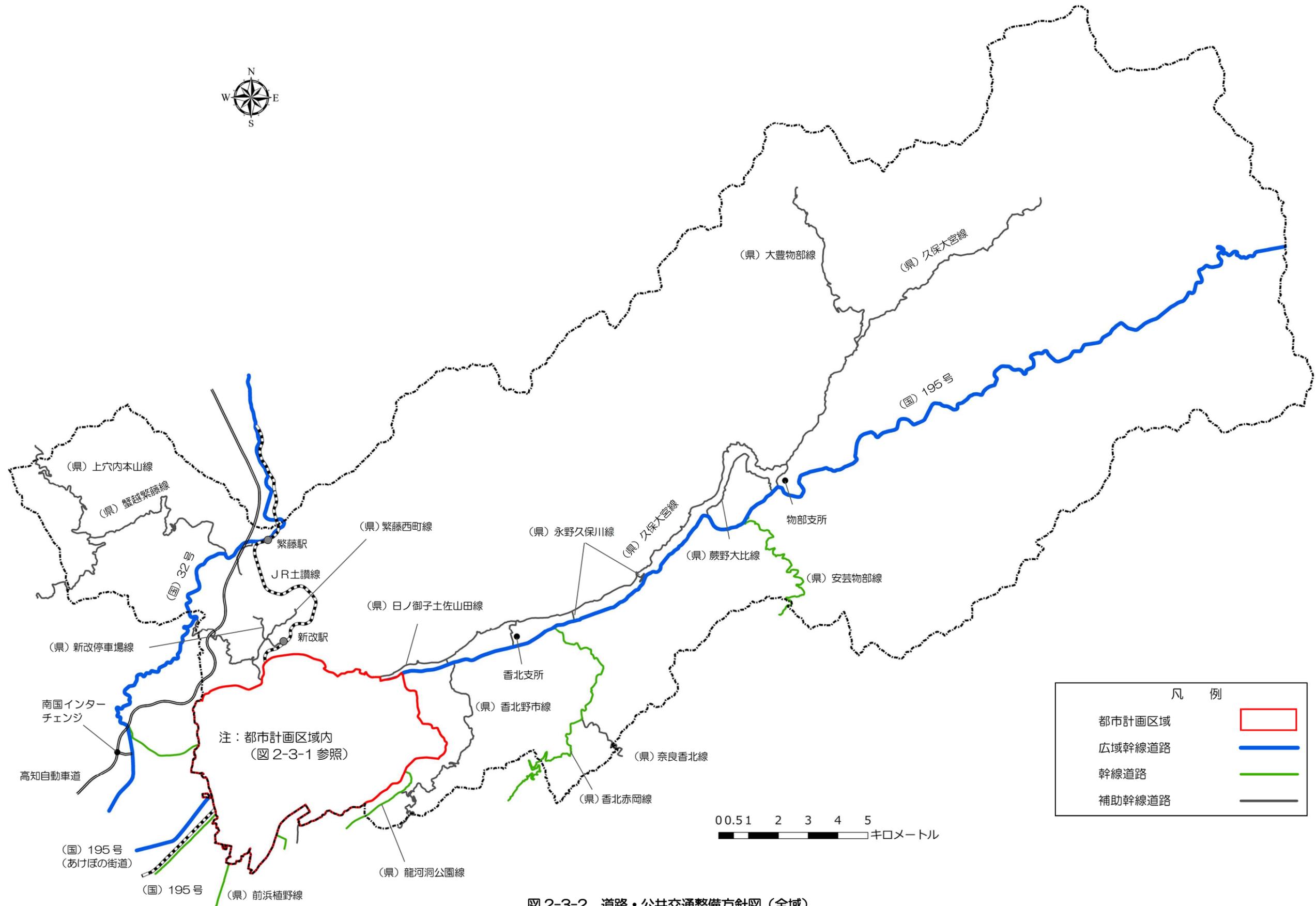


図 2-3-2 道路・公共交通整備方針図(全域)

## 4 公園・緑地の整備方針

### (1) 基本的な方針

公園・緑地の基本的な方針としては、住民が身近で気軽に利用できる公園・緑地の整備を図るとともに、民間事業者や住民との協働で行う緑化事業の推進についても検討します。

また、利用者の満足度の高い公園・緑地とするために、民間の知識やノウハウを活かした新たな魅力づくりや、維持管理の仕組みづくりにも取り組めます。

### (2) 公園・緑地の整備

#### 1) 都市公園・緑地の整備

未整備となっている西町公園、八王子公園、前山緑地は、都市公園・緑地として計画的な整備を行います。

なお、整備に当たっては、ユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>化に取り組むとともに、公園内の緑化にも取り組めます。

また、整備済の公園や緑地については、適正な維持管理に努めます。

#### 2) 緑化の推進

市街地における潤いのある空間を創出するためには、公共施設の緑化を推進するとともに、住民自らが緑化活動に関わることができる制度や仕組みについて検討します。

また、市街地等に立地する事業所や個人住宅等の緑化についても支援します。

### (3) 水とみどりのネットワークの形成

本市の美しく豊かなみどりの空間や水辺空間の保全を図るとともに、水やみどりに親しむことができる場所や空間の整備、機能の充実を図り、それらを結ぶ水とみどりのネットワークの形成に取り組めます。



奥物部湖



日ノ御子河川公園キャンプ場

### (4) 公園・緑地の管理運用への取組み

#### 1) パークPFI制度の活用

今後の都市公園の改修や新規整備に当たっては、民間事業者が都市公園内に飲食店、売店等の収益施設の整備を可能とするパークPFI<sup>\*</sup>制度の活用を検討し、新たな賑わいの創出や交流機能の向上を図ります。

## 2) 住民との協働による維持管理

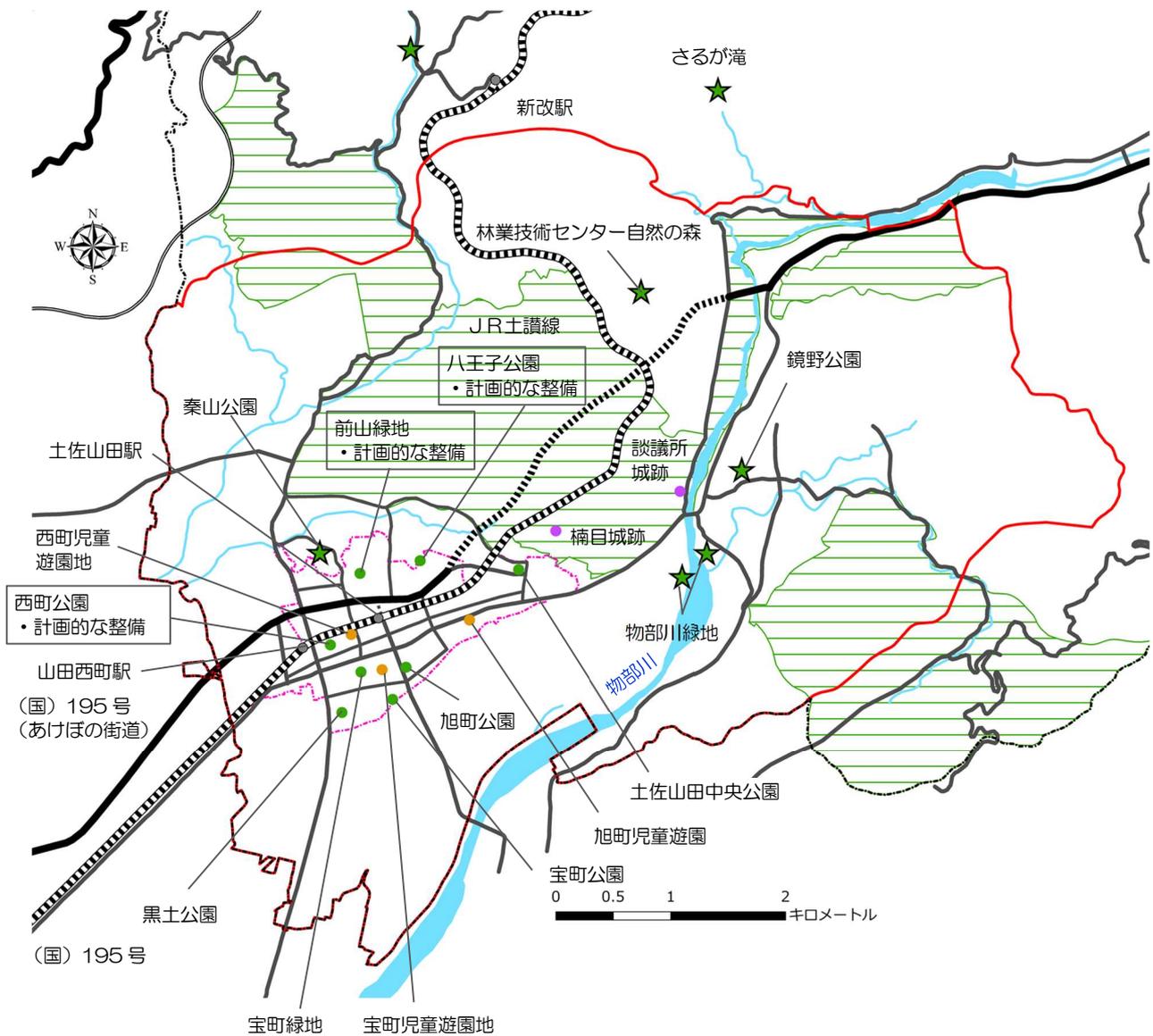
公園や緑地の管理運用等は、周辺環境との調和や、利用率の向上等の観点からも地域住民の声が反映されることが望ましいことから、地域住民等との協働による維持管理方法を検討します。



秦山公園



宝町緑地



| 凡 例       |  |
|-----------|--|
| 都市計画区域    |  |
| みどりの拠点    |  |
| 都市公園・緑地   |  |
| その他の公園等   |  |
| 河川        |  |
| 中心市街地     |  |
| 龍河洞県立自然公園 |  |

図 2-4-1 公園・緑地整備方針図（都市計画区域）

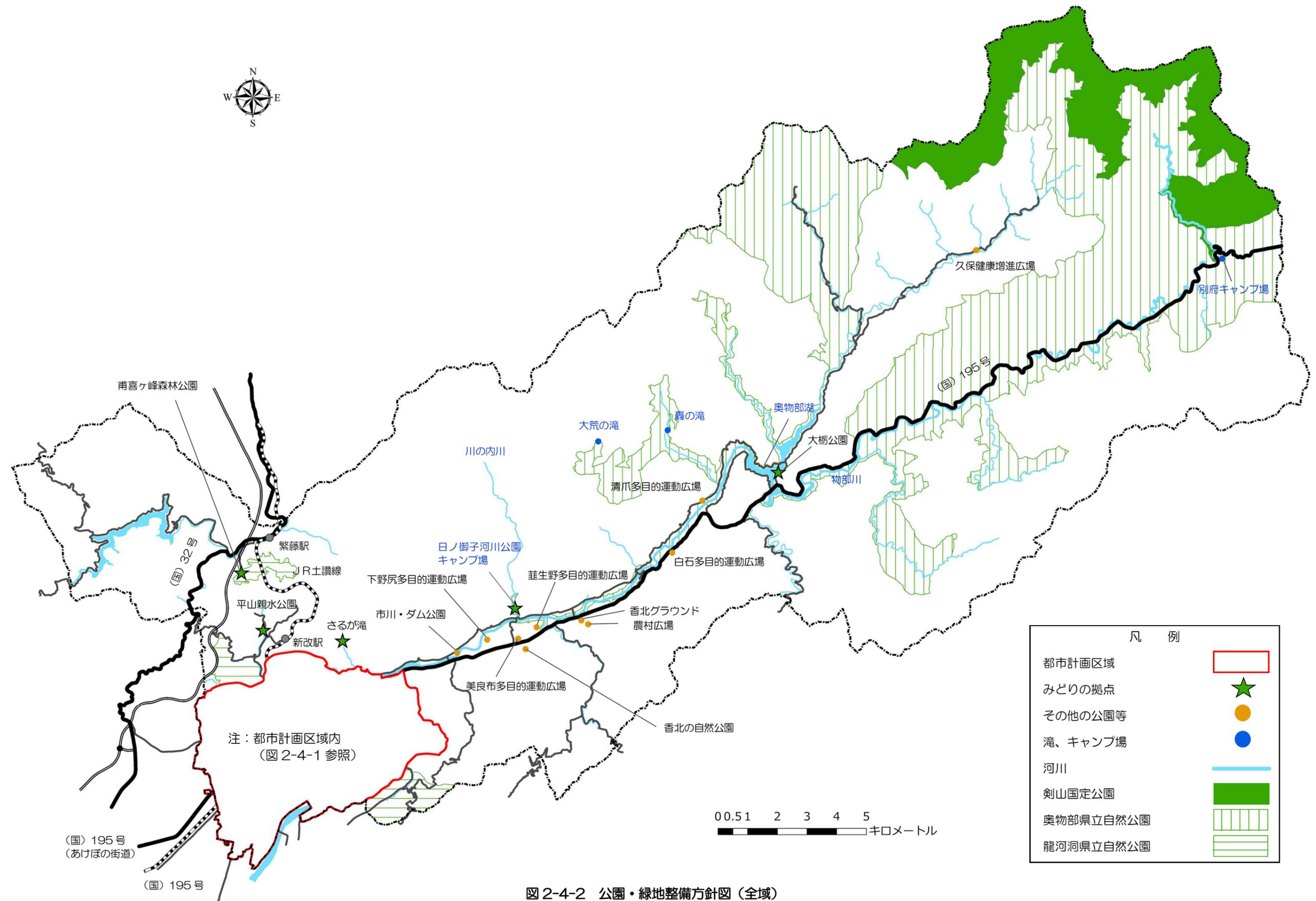


図2-4-2 公園・緑地整備方針図(全域)

## 5 河川・上下水道の整備方針

### (1) 基本的な方針

河川・上下水道の基本的な方針のうち河川については、洪水時に氾濫の危険性がある河川に対し、関係機関に働きかけながら河川整備を促進します。

また、上下水道は、快適で良好な生活を営む上で必要な施設であることから、適正な維持管理を行うとともに、災害対策への取組みや老朽化対策を図ります。

### (2) 河川の整備

洪水時に氾濫の危険性がある物部川と国分川は、洪水時においても安全に流下できるように河川改修等を関係機関に働きかけます。

本市が管理する準用河川・普通河川は、現状の把握や改修の必要性等を調査し、防災上緊急性の高い河川から整備を推進します。

### (3) 上下水道等の整備

#### 1) 上水道の整備

上水道は、安定的に供給をするために、施設の整備を図るとともに、水道施設の老朽化対策や適切な管理や修繕により延命を図ります。

また、災害時に備えて水道施設の耐震化や、応急給水拠点の整備を図るとともに、緊急時における他市町村及び関係団体との相互協力体制を構築します。

市管理簡易水道等は、老朽化対策や適切な管理や修繕により延命を図ります。

#### 2) 下水道の整備

下水道の整備は、効率的な生活排水処理をめざし、市街地周辺における浦戸湾東部流域関連公共下水道事業（山田処理区）の処理区域の検討を行うとともに、合併処理浄化槽等の事業手法についても検討します。

また、下水道への接続率の向上に向けて、住民の理解と協力を得られるよう働きかけるとともに、下水道処理・認可区域外では合併処理浄化槽の設置を支援します。

特定環境保全公共下水道事業（香北処理区）と農業集落排水事業（逆川処理区）を含めた下水道施設及び管路の老朽化対策として、施設の点検、調査を実施し、現状を把握、整理した上で優先順位を決定し、整備を進めます。

#### 3) 排水路の整備、管理

（都）新町西町線に整備中の横堀雨水幹線は、市街地の浸水被害の解消を図るために、引き続き整備を促進するとともに、市街地区域における雨水排水対策の整備について検討します。

田園環境ゾーン内の排水路については、集落が共同して維持管理活動に取り組めます。

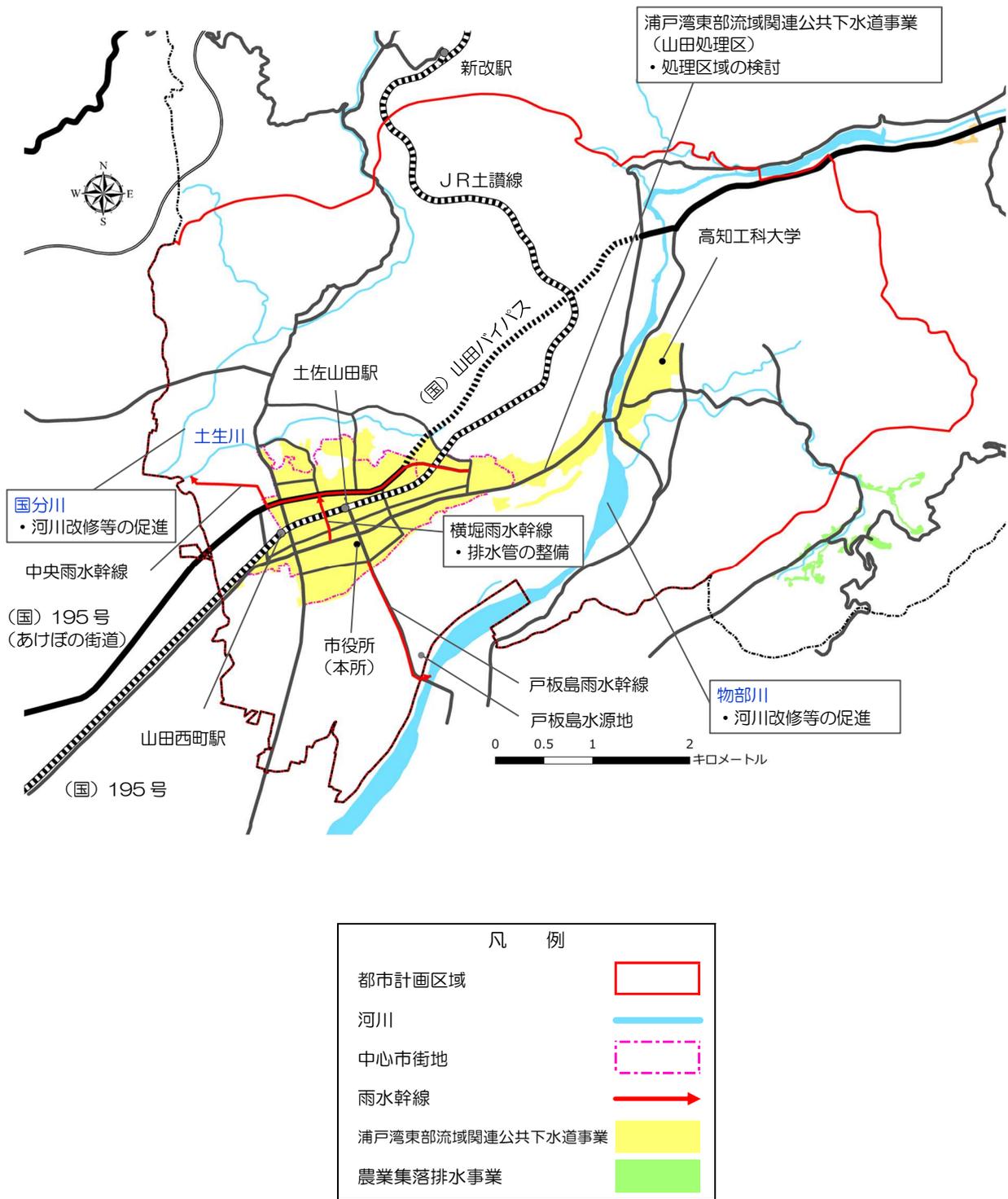


図 2-5-1 河川・上下水道整備方針図 (都市計画区域内)

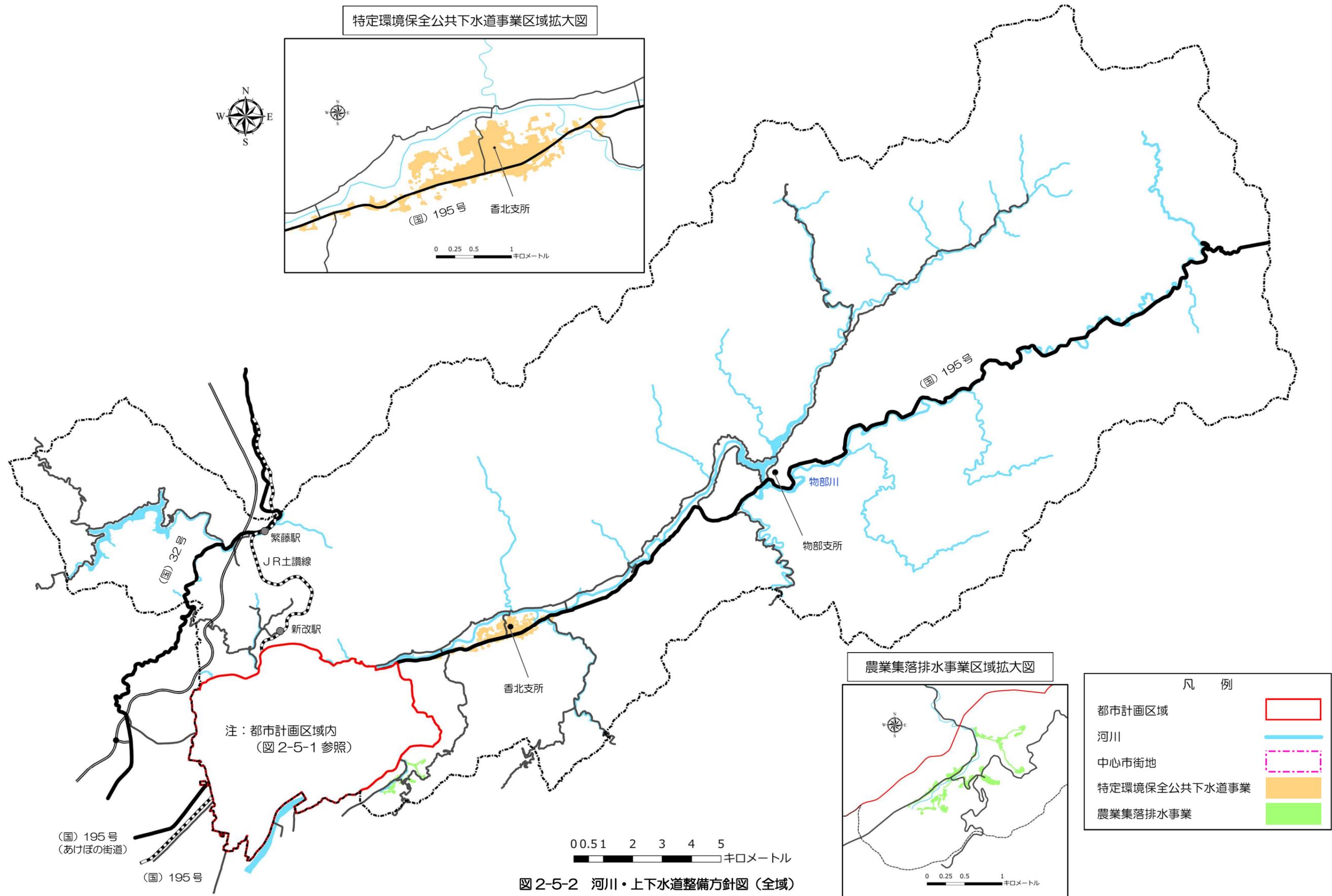


図2-5-2 河川・上下水道整備方針図(全区)

## 6 環境保全・景観形成の方針

### (1) 基本的な方針

環境保全、景観形成の基本的な方針は、本市の外周を取り囲む森林や物部川、片地川、後入川等の豊かな自然環境の保全を図るとともに、環境負荷の低減に向けた様々な取組みも推進します。

また、重要な景観資源は、官民協働で保全を図るとともに、新たな景観の創出にも取り組んでいきます。

### (2) 環境の保全

#### 1) 自然環境の保全

本市の87.6%を占める山林は、生物の多様性の確保や、保水力を高めるために間伐等の手入れを行います。

物部川流域では、国、県等と連携しながら環境の保全や整備を図るとともに、物部川清流保全推進協議会、物部川流域ふるさと交流推進協議会等の団体や民間事業者と連携しながら、環境啓発活動や環境保全活動、環境学習等を実施します。

また、その他の河川についても河川美化活動の推進やごみの不法投棄の防止に取り組んでいきます。

#### 2) 都市活動に伴う環境負荷の軽減

道路、公園、公共建築物等の整備に当たっては、環境に配慮した素材の使用や施設の緑化を検討します。

住宅や事業所については、省エネルギー化や環境に配慮した新築及び環境負荷を軽減するリフォームに対する支援策等を検討します。

温室効果ガスの排出抑制については、公共交通の利用促進を図るために駅、バスターミナル等にパークアンドライド\*、キスアンドライド\*の整備を行います。

ごみの減量や資源化に向けては、より効果的なごみの分別方法について検討するとともに、収集量や処理にかかる費用について周知します。

#### 3) 施設長寿命化の推進

公共施設は、建替え時期の集中に伴う廃棄物の発生や、建替えコストの増加を抑制するために、公共施設の個別施設計画に基づき、再編や長寿命化対策を推進します。

### (3) 景観の形成と保全等

#### 1) 都市景観の形成

本市の玄関口である土佐山田駅と南北からのアクセス道路として整備予定の都市計画道路は、統一性を有した高品位で特色のある景観づくりを進めます。

新たな道路・公園等の整備や、公共施設の整備では、周辺景観との調和に配慮した景観形成を図ります。

#### 2) 自然景観の保全

本市の優れた景勝地である自然公園や河川等は、自然の風景とそこに生息・生育する動植物が一体となって感じることができる空間として保全を図ります。

龍河洞、轟の滝、天狗岳不整合等の自然がおりなす特徴的な風景や、地域のシンボルとなっている特徴的な樹高や樹形を有する樹木についても保全を図ります。

### 3) 伝統文化、歴史風景の保全

歴史的な建造物や祭りなどの地域に残る風習・文化等は、後世に継承できるよう保存を図ります。



山田堰



大川上美良布神社

### 4) 眺望場所の整備

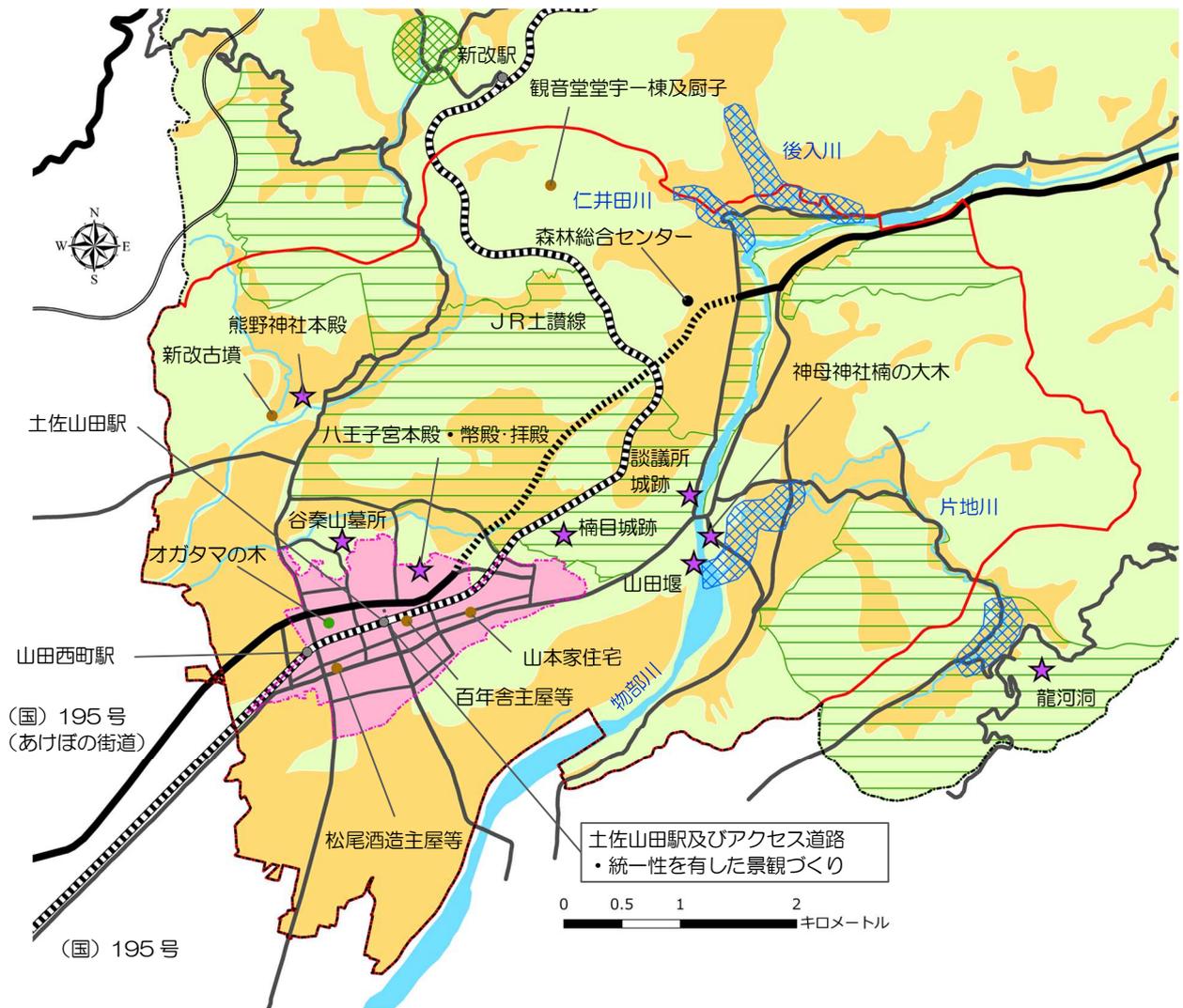
遠くに広がる風景や自然景観を眺められる良好な眺望場所については、訪れやすくするためのアクセス道路、案内標識等の整備を図ります。



轟の滝



香北の自然公園からの眺望



凡 例

|             |           |
|-------------|-----------|
| 都市計画区域      |           |
| ゾ<br>ー<br>ン | 自然環境保全ゾーン |
|             | 田園環境ゾーン   |
|             | 市街地ゾーン    |
| 清流保全エリア     |           |
| 歴史文化拠点      |           |
| 歴史的景観資源     |           |
| 自然的景観資源     |           |
| 河川          |           |
| 龍河洞県立自然公園   |           |

図 2-6-1 環境保全・景観形成方針図（都市計画区域）

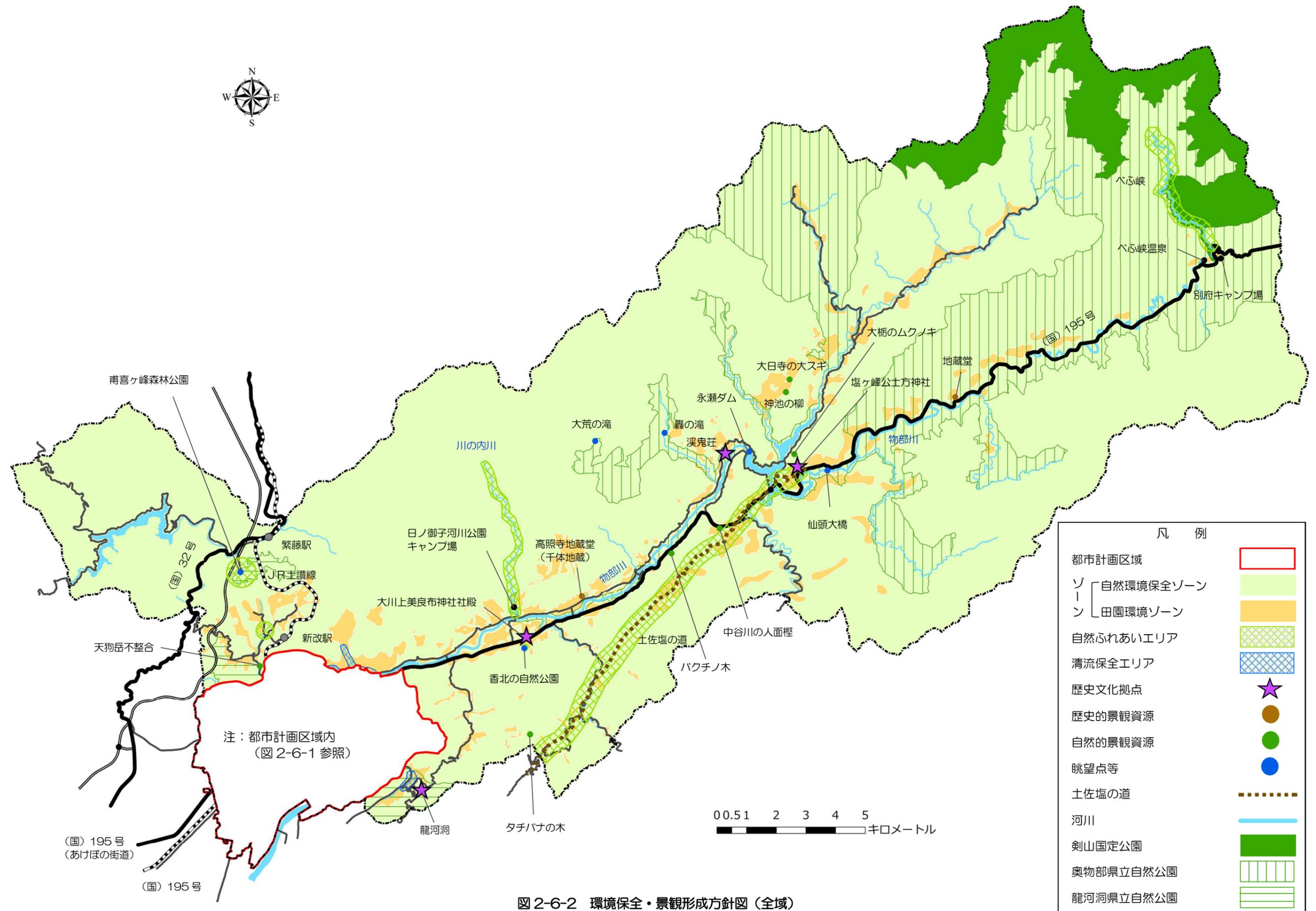


図2-6-2 環境保全・景観形成方針図(全域)